

# 新潟県

# 公民館月報

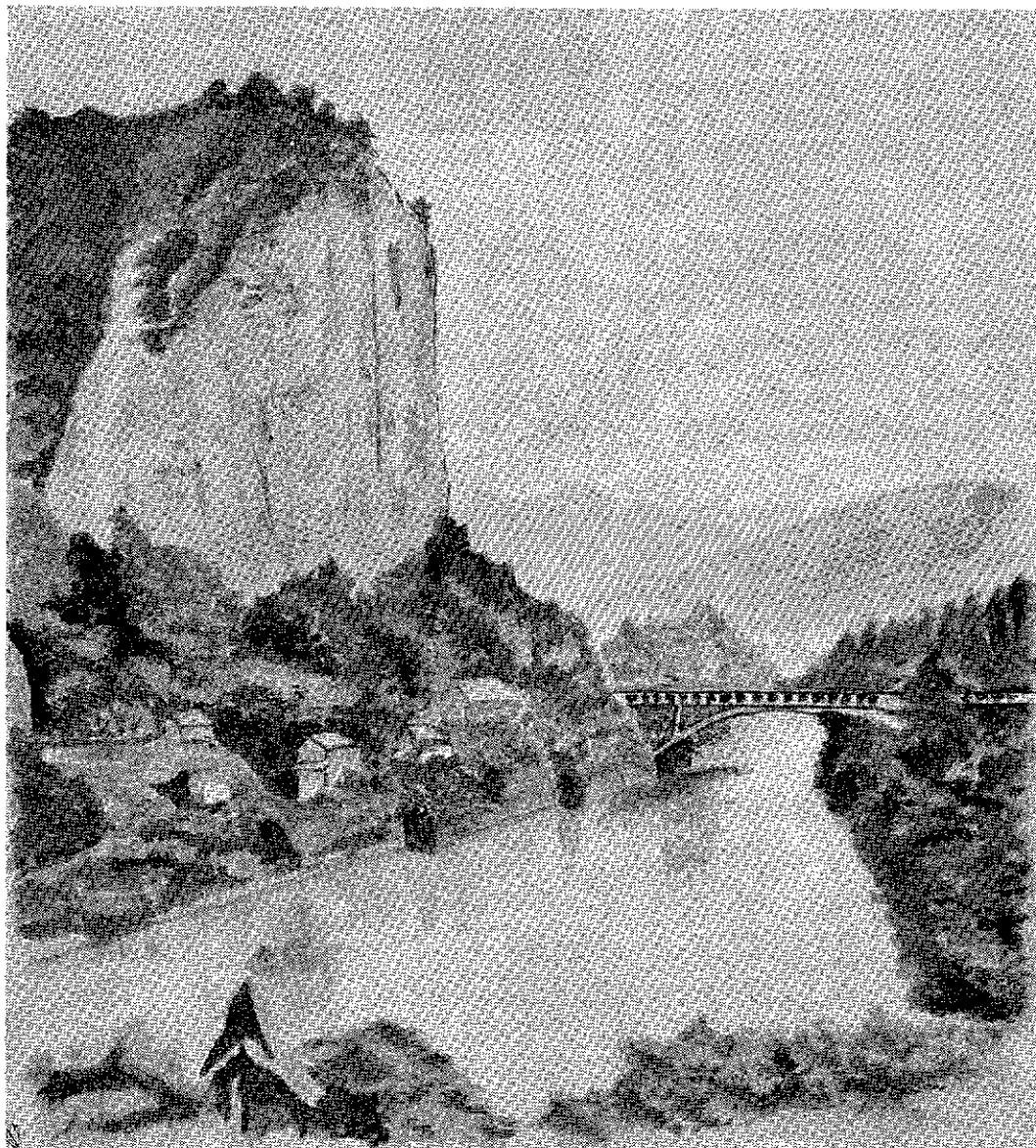
昭和52年10月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市一番堀通町・県教育庁社会教育課内】  
【電話:(新潟)23-5511 内線3670】【振替新潟  
4094】

発行人 会長 石井耕一  
編集人 事務局長 本田清

【定価1部 70円 年共・年版 840円】



## 奇勝・八木鼻

大字北五百川にあ  
る八木鼻は、守門  
川にのぞんで直立  
する高さ百七十メ  
ートルにおよぶ。  
一枚岩である。隣接  
する下田村の笠堀  
ダム、カモシカの生息地な  
どとともに景勝地として知  
られている。

また、この絶壁中腹の岩  
棚にハヤブサが巣をつくり  
定住していたことは、古く  
は江戸時代の文献にも見ら  
れるが、最近では昭和三十  
九年の調査でも確認され、  
翌年、県の天然記念物に指  
定されたが、その後は絶壁  
の下の道路のクルマの騒音  
のためか姿を見せなくなっ  
てしまつた。

また、川の水面から四十  
メートルの岩壁にくぼみが  
あり。附近から縄文・弥生  
の土器片が出土し、八木鼻  
の岩陰遺跡として知られて  
いる。(新潟県大百科事典  
による)

絵・木村猶介(三条市中央  
公民館長)

南浦原郡下田村

## 新潟県公民館振興市町村長

### 連盟規約(案)

#### (名称)

第1条 この会は公民館振興市町村長連盟規約第8条により設定し、公民館振興市町村長連盟新潟県支部という。但し県においては新潟県公民館振興市町村長連盟といふ。

#### (事務所)

第2条 この会の事務所は新潟市…番地…通…県教育厅社会教育課内県公民館連合会におく。

#### (目的)

第3条 この会は国政ならびに地方自治の基礎である人づくりを推進する公民館の振興に対する国および地方公共団体の行財政施策を拡充し公民館の整備、促進をはかることを目的とする。

#### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような事業を行う。

1. 公民館に対する国および県市町村の行財政措置の整備、拡充のための要請活動。
2. 公民館振興に必要な調査、研究と情報の交換。
3. 公民館振興のための懇談会の開催。
4. その他目的達成に必要な事項。

#### (会員)

第5条 この会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同する市町村の長。
2. 賛助会員 本会の事業に賛同する個人または団体の代表者。

#### (会費)

第6条 この会の会員は公民館振興市町村長連盟が定める会費を納めなければならない。

#### (入会脱会)

第7条 この会に加入および脱会をしようとするものはその旨書面をもって会長に申し出るものとする。

2. 市町村の長の改選などにより交代した場合は特に申し出ないかぎり継続して会員となる。

#### (役員)

第8条 この会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名(市関係より1名町 村関係より1名)
理事	若干名
監事	2名

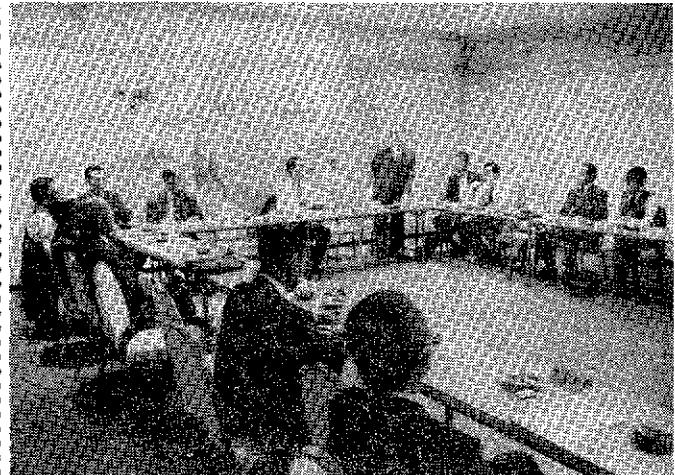
#### (役員の選任)

第9条 この会の役員は総会で選任する。

#### (役員の職務)

第10条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を総理し、公民館振興市町村長連盟に対する代表者となる。
2. 副会長は会長に事故あるとき、または欠けたるときその職務を代理する。
3. 理事は会の運営および重要事項を審議し執行にあたる。
4. 監事は会計を監査する。



白山会館での設立総会

全国公民館大会開催直前のさる 十四年十一月に制定した「公民館 振興市町村長連盟」は、養老に 設立總会」が開かれた。當日出席 した三十三市町村長(代理者含 む)により、創・委員・事業計 画・予算等がきめられ第一歩をふ みだした。	この組織は、全国組織である 「公民館振興市町村長連盟規約」 による都道府県単位支部設置条項 にあらわしき成されたもの。昭和
を重ね、先年以来石井真公連会 長の努力により、県市長会・同町 村会の同意を得ていた。	以下役員・会則・事業計画等 を紹介する。
監事	役員
理事会	副会長 小千谷市長
監事	農業市長 松代町長
監事	西津市長
監事	中条町長 青海町長
監事	堀之内町長
監事	村松町長 中島島村長
監事	秋山利作 石井耕一
監事	市橋保雄 星野行男
監事	大淵靖二 石井耕一
監事	熊倉信夫 小野正義
監事	斎藤恭三 茂野敏郎

一、正会員拡充運動	内容・教育基本法・ 社会教育法・社会教育 施行令・公民館運営設 置基準・通達「公民館 の運営について」
二、公民館関係予算増額運動	例年、公民館振興市町村長連盟連 盟と全国公民館連合会が合同し て実施している公民館関係予算 増額運動に代表を送る。
三、研修会参加	例年、公民館振興市町村長連盟が主 催する研修会に代表を派遣し其 を通じて深められる。
四、資料発行	公民館振興市町村長連盟が主 催する研修会に代表を派遣し其 を通じて深められる。

公 民 館 関 係 法 令 集
A5判 34ページ
一部二五〇円送料別
申込先・県公連事務局
内容・教育基本法・ 社会教育法・社会教育 施行令・公民館運営設 置基準・通達「公民館 の運営について」



入ったのですが、ヘルソンが鉛筆でちょこちょこっと書いて、これでどうだといったので、そうかそれならばそれで引き下がろうか、ということで、ようやく社会党の人も納得を致しまして、一方「補助その他の援助を行なうことができる」は駄目で「補助その他の援助をする」というようにすべきだといふんですね。これもそうなることにこしたことはないので、私が早速帰って「援助をすることができる」という「ことができる」を切って出したのです。出してから大蔵省にわかりまして、大蔵省の担当官が、眼から火が出るように私をよびつけて恐って、「大蔵省の了解も得ずして、何んだ」とえらくしかられまして、これはあやまってまた「できる」をくっつけてもらいました、そういうことでさんざんの日に合って、ようやく社会教育法、つまり公民館法が通ったのです。さっき、公民館はアメリカ色はないんだ、日本独自の私の構想だといいましたが、そういう意味ではアメリカにもいろいろお世話になったともいえます。

### <公民館の新しい出発>

最後に蛇足で、これは皆さんに申しあげる程のことでもないと思いますが、公民館が30年たままして、そしていろいろな意味で、欠陥もあったり、あまり活動が盛んでない、あるかないか判らない公民館もある、といった事情で、この際公民館は原点に立ち帰って、再出発しなければならない、というような意見もあるやに聞いておりますが、全くその通りで、終戦時の広漠たる国土、広漠たる事情、のものと出発した公民館であるだけに、今まで或る程度の発展をしましたが、今や現在の政治の状況というものはご存知の通りであります。

政府の高官が「公共」と「私」との区別がつかないで、法律を犯しても、悔いることのないということは、誠に懶懶すべき事ですが、しかし政治家に言わせれば、收賄ではなく、政治資金だということだと思いますが、また政治資金を必要とする政治が、通っている事情では、これはどうすればよい

か、これを根本的に改善する道はないものか、私はそういう意味で、何億何十億何百億も政治資金を使って、それがなければ政治が出来ない、という事情そのものを改善しなければ、政治は一向に刷新できない。公民館を引き合いに出すことは、ちょっとどうかと思いますが、公民館の精神といいますか、政治資金を使わないで、本当の話し合いをする場所、政治はお互の話し合いの中から出て来るものですから、お互が心信を吐露して、そして話し合いをする。そこに新しい、みずみずしい政治が出て来ると思うのです、そういう意味で、政党の公論の場、討論の場を設けて、みんなが利用する習慣がつくらなければ、意味がないと思うのですが、政治資金というものは、大部分飲食の経費なんですね。いろいろなところで、いろいろな話しをして、いろいろな金を使って、何十億にもなるのです。そういうものを使わないで、いわゆる公民館に準じたような公論の場、もちろん自民党も社会党も会館をもっておりますが、しかしそのようなものがあまり使われないで、料理屋のようなところで、政論が行なわれる。また各党は会館をもっているが、少ないと思います。そして各党が利用もでき、政治の議論をするときは、必ずそこで経費のかからない議論をすることが、習慣づけられることによって、政治の新しい正しいあり方が生まれて来ると思いますが、政治はそんな簡単なものではないといわれますが、とにかくその問題を解決されなければ、日本は腐敗した政治に追いまわされて、迷惑をするのは国民であります、いわゆる政治に、正しい認識をうちたてるこのほかに、施設に新しい構造を入れたようなものを打ちたてていくことで、明るい政治の道が開けるように感じるわけですけれど、その点皆さんとともに、何とか過去の腐敗した、政治を乗り切って、正しい政治になるように、お互に努力しなければならないと感じ、その意味で原点に帰って、公民館のあり方をうちたてる必要がある、というふうに感じている次第であります。(終)

第八章 視聴覚媒体 その他の活用と補		III 手近な広報媒体の利用		第六章 記事原稿の書き方	
1 媒体の多角的利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 紙面づくりの技術	4 文字の組み立てる技術	1 原稿用紙の選定と使い方	2 広報文章の要素
1 記事の特徴	2 記事の特徴	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	3 仮名書き方	4 3 方
1 編集造詣論とレイアウト	2 見出立てる技術	3 写真とカットのつけ方	5 かな書き方	5 2 方	6 現用字
1 編集企画と取材	2 記事の特徴	4 紙面づくりの実際	6 文字の組み立てる技術	7 記号	7 記号
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	8 フォント	9 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	9 フォント	10 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	10 フォント	11 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	11 フォント	12 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	12 フォント	13 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	13 フォント	14 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	14 フォント	15 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	15 フォント	16 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	16 フォント	17 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	17 フォント	18 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	18 フォント	19 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	19 フォント	20 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	20 フォント	21 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	21 フォント	22 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	22 フォント	23 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	23 フォント	24 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	24 フォント	25 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	25 フォント	26 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	26 フォント	27 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	27 フォント	28 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	28 フォント	29 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	29 フォント	30 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	30 フォント	31 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	31 フォント	32 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	32 フォント	33 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	33 フォント	34 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	34 フォント	35 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	35 フォント	36 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	36 フォント	37 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	37 フォント	38 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	38 フォント	39 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	39 フォント	40 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	40 フォント	41 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	41 フォント	42 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	42 フォント	43 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	43 フォント	44 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	44 フォント	45 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	45 フォント	46 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	46 フォント	47 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	47 フォント	48 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	48 フォント	49 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	49 フォント	50 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	50 フォント	51 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	51 フォント	52 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	52 フォント	53 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	53 フォント	54 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	54 フォント	55 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	55 フォント	56 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	56 フォント	57 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	57 フォント	58 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	58 フォント	59 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	59 フォント	60 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	60 フォント	61 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	61 フォント	62 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	62 フォント	63 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	63 フォント	64 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	64 フォント	65 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	65 フォント	66 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	66 フォント	67 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	67 フォント	68 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	68 フォント	69 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	69 フォント	70 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	70 フォント	71 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	71 フォント	72 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	72 フォント	73 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	73 フォント	74 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	74 フォント	75 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	75 フォント	76 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	76 フォント	77 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	77 フォント	78 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	78 フォント	79 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	79 フォント	80 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	80 フォント	81 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	81 フォント	82 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	82 フォント	83 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	83 フォント	84 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	84 フォント	85 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	85 フォント	86 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	86 フォント	87 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	87 フォント	88 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	88 フォント	89 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	89 フォント	90 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	90 フォント	91 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	91 フォント	92 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	92 フォント	93 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	93 フォント	94 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	94 フォント	95 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	95 フォント	96 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	96 フォント	97 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	97 フォント	98 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	98 フォント	99 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	99 フォント	100 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	100 フォント	101 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	101 フォント	102 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	102 フォント	103 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	103 フォント	104 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	104 フォント	105 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	105 フォント	106 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	106 フォント	107 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	107 フォント	108 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	108 フォント	109 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	109 フォント	110 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	110 フォント	111 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	111 フォント	112 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	112 フォント	113 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	113 フォント	114 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	114 フォント	115 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	115 フォント	116 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	116 フォント	117 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	117 フォント	118 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	118 フォント	119 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	119 フォント	120 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	120 フォント	121 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	121 フォント	122 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3 写真とカットのつけ方	4 現用字と用語	122 フォント	123 フォント
1 視聴覚媒体の利用	2 第八章 視聴覚媒体の利用	3			

# 公民館創立のころ

## 公民館創立の先達

(3)

### 寺中作雄氏の講演要旨から

当時の政党は、自由党、民主党、共同党、社会党、共産党、このような政党でありましたが、与党は自由党であります。自由党の人がどうして社会教育を反対するか、といえば、この社会教育法の中に、公民館は市町村が設置するという、第21条の規定、第35条で国庫は公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助、その他必要な援助、を行なうことができる、ということ、こんなことは今日では当たり前のことになって、大して意味がないように思われますが、これが当時は意味があったわけであります。与党の関係でも、公民館の必要は大いに感じじる、しかしこの公民館を建てる経費は、各市町村とも、全然無い、公民館どころではない。学校もつくるなければならぬ、いろいろな施設もつくるなければならない、市町村の仕事は山ほどあって、とても公民館まではいかない。それも国が根本的に補助をして、国がつくるならば賛成だけれど、国は補助を行なうことができる程度では、市町村は金ばかりかかって、施設ばかり出来ても困る、反対だ。という人も相当あったわけであります。また社会党は公民館ができるが、中味は相変わらず封建思想であって、いわゆる反動的である、即ち公民館運営審議会の委員は、社会教育委員の出来ているところは社会教育委員がやる、ということになっているが、公民館の運営審議会の委員は、学校の長、或は市内の教育、学術、文化、産業、労働、事業の協力者、その他学識経験者、ということになると、結局、従来のボスが、委員をやるので、それでは新しい教育にはならない、そのような反動的な施設を興すのでは公民館は意味がない、ということから、いわゆる左派の人は反対するというような事情で、文教委員会で公民館法、つまり社会教育法は大いに論議されました、けれども結局反対が多く、これは否決だ、審議未了で次期にでもやるか、というようなことで、一向乗り気になってくれ

ないわけであります。私は担当の責任者でありますから、文教委員の事務所を回りまして、それは誤解ですから、といってたのんで回るわけであります。ところが、駄目だ、駄目だ、否決だ、という声が強いのであります。私もついに、さじを投げそうになったのであります。中で助け舟を出してくられまして、しかしこの仕事は文部省で一生懸命にやっているし、一体 G.H.Q. がこれをどう考えているか、占領軍がこれに賛成しているならば、これも、まあいいところもあるんだろう、それがあまり賛成でもないという空気なのかどうか、一度聞きに行ってみよう、ということをいった人が居られるんですね。それはいいところに気がつかれた。それでは皆んなで行きましょう。それから各党の代表者を1人づつ選びまして、5人ばかり、私が引き連れて、G.H.Q. の担当官のネルソンさんのところに行きました。ネルソンさんは、私と非常にウマが合いまして、一種の友達みたいな気持で、つき合っておりましたが、その間には、我が家によんで手料理を食べさせたこともありますので、或る程度、薬がきいておりますから、ネルソンさんに口を聞いてもらえば大丈夫だという気がいたしました。それで5人で合って、それぞれ反対理由を言うわけです、ことに社会教育委員の選考について、教育長が候補者を出すのですが、教育長が候補者を出すのは駄目だということを、政党の人がいうわけですが、そういうことをいわれるとネルソンさんも困ります、それではこうしたらどうだ、といって改正案を出してくれたのです、第15条の4項がネルソンさんの意見で入ったと思うのですが、教育長が作成して提出する候補者名簿で、委嘱する。ところが前項の候補者名簿が不適当であると認めたときは、教育長に対して再提出を命ずることができる、ということを入れたと思うのですけれど、そういうことで多少再提出させて悪いと思えばやり直してもよい、という。こんなおかしな規定が

# 新潟市大形分館

実践記録シリーズ

⑩

## 先頭に立つ自治会長

### リーダー養成へ球技と剣道

少年教育に焦点を合わせ、球技大会リーダー養成、創造教室などを開催。少年の健やか育成につとめている。

次代を担う子供たちが国を守るために重要な教育を考え、関係機関と協力して、少年教育事業を展開している。

その一、二を紹介してみよう。

#### 少年球技大会

ねらい  
子ども達の育成  
球技技術の向上  
連帯感の醸成

種目  
小学生 男子 野球  
女子 ドッヂボール  
中学生 男女共 バレー

ボール

これは、長期休暇中の最大行事として計画実施されているものである。この大会を成功させるため、事前準備として、自治会長会議、補選員会議等を開き、運営を説明し理解の努力を図る。出場チームの編成には、自治会長が責任をもつて編成に当たっている。

(会場) 小・中学校運動場

「実践記録」のあれこれ、いろいろと反響を呼んでいます。あなたもぜひ書いてみてください。

住民の交流と連帯感を深めるためにも大きく貢献を果たしている。

その1

#### 少年リーダー教室

ドッチボール 小学校体育館  
バレーボール 中学校体育館  
バレー場

大会当日は、自治会長を先頭に応援団を編成し、大鼓を鳴らし

たかも連合戦の絵巻物を見るか

如き観がある。(一寸オーパー)

この大会が盛り上がるにつれ

地元金融機関から優勝トロフィー

が贈呈され、子どもたちの意気も

年々高まってきていく。わいわい冬の球技大会は地域を定着し、地域

交流の場として「翌年ドッチボ

ル大会」を開催している。これ等

年々高まってきていく。わいわい冬の球技大会は地域を定着し、地域

交流の場として「翌年ドッチボ

ル大会」を開催している。これ等

年々高まってきていく。わいわい冬の球技大会は地域を定着し、地域

交流の場として「翌年ドッチボ

ル大会」を開催している。これ等

王夫内閣  
五月 オリエンテーション会議  
六月 成・係の決定

七月 キャンプの実習・キャンプ

八月 ファイバーの持の方

九月 乗り方

十月 交通規則・自転車の上り下り

十一月 クラス会

十二月 クリスマス会

年始

年始

年始

年始

年始

年始

年始

指導員・先生が主として担当している。心からリーダーとして育つことを意識している。

ねらい  
子ども達の心身を鍛錬

し、各種の競技を実習する

年始

十一月 クリスマスの集い・カル

十二月 タカタ

十二月 新年カルタ大会

十二月 別れの集い

十二月 クリスマスの集い・カル



あの頃のこと



三  
六

渡部一郎

(一五〇)~  
遂に、天候不良  
飛ぶ。東洋へ  
インディス泊り。夜  
ジャワ(金鑑で一杯

（一七、〇一）  
雲、雨の山を  
うホテル、デス  
バンドづきの  
のみ。次の作戦のため、隊が増強さ  
れ、四月に北朝鮮で準備、この  
とき、軍行服の左腕に「日丸」が付  
けられた。そして終戦。八月  
十日まで飛び続け、南韓で武装暴動

あとがき

(1月10日)  
飛田、天候不良  
飛び、東洋一と  
インデス泊り。夜  
ジャワ(会館)で一杯

の。次の作戦のため、隊が増強され、四月に北朝鮮で準備、このとき空軍服の左胸に「日の丸」が付けられた。そして終戦。八月十日まで飛び続け、南鮮で武装暴動を鎮め、十二月に復員。操縦桿を握り切らぬまま三年五ヶ月、激動と運命を駆り抜けた。まさに飛んだものだと私は思ふ。

あとがき

十一

三時三十分頃、外苑へ連れてきて、宿舎にてす。その上より降りて、山雲にて山上に帰る。昨日の山雲は、まだ残らぬ。昨日起立の山雲機、未だ還らず。レーテ島上に着きなしの後、低窓にて進入、山間に霧あり。利鎌の知見あり。五時少し前、利鎌の知見あり。五時少し前、利鎌の知見あり。レーテ島上に着きなしの後、低窓にて進入、山間に霧あり。

第三種郵便物認可第296号  
飛行場へ、三高半強迫、雲上を飛  
びレインコオルニック飛行場を攻  
撃、昨日、重爆隊が敵駆逐機に再  
度出会った話あり、充分戒戒して  
飛ぶ。上空晴朗るる星輝いて美しい  
夜明けの空も、此の所は寒に不  
気味だ。

ラーヴ地区の敵機をうなげて低空でようよう基地に帰る。  
宿舎でも数学部の被弾あり、小生の隣に倒れた櫻田君、手足ぐらも被弾している始末。

研修テキスト

# 公民館経営ハンドブック<4分冊>

日常出版株式会社

監修 湯上二郎  
著者 斯界の実務家・学者  
18氏による共同執筆

A5判・4冊セット(函入) 定価3,000円  
                  送料120円  
                  各冊・定価800円  
                  送料120円

現代公民館研究會／編

## ●主なもくじと執筆者

## 第1分冊 公民館の使命と組織

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| 1 生涯教育と公民館         | 湯上 二郎 |
| 2 公民館の歴史           | 安原 昇  |
| 3 コミュニエイの形式と公民館の役割 | 湯上 二郎 |
| 4 館長と主事の職務         | 吉瀬 純一 |
| 5 公民館運営審議会の運営      | 光安 常喜 |
| 第2分冊・公民館の経営と管理     |       |
| 1 公民館と法律問題         | 伊藤 俊夫 |
| 2 公民館の設計と施設管理      | 林 健生  |
| 3 公民館の予算編成と経理      | 西ヶ谷 惺 |
| 4 公民館経営の診断         | 朝比奈 博 |
| 5 図書館や博物館との連携      | 佐々木 実 |

### 第3分冊 公民館活動の企画

- | 序号 | 題名          | 著者             |
|----|-------------|----------------|
| 1  | 公民館活動の立案    | 安原 昇           |
| 2  | 公民館活動の評価    | 岡本 包治          |
| 3  | 公民館調査の進め方   | 渡辺 博史<br>矢端 義尚 |
| 4  | 公民館広報の着眼点   | 樋上 亮一          |
| 5  | クラブ・サークルの育成 | 沢田 正吉          |

#### 第4分冊 公民館活動の展開

- | 第4回 公民館活動の展開    |       |
|-----------------|-------|
| 1 学級・講座の開設と運営   | 春日 英明 |
| 2 築会・行事の企画と運営   | 楠谷 忠洋 |
| 3 図書室の利用と相談事業   | 中島 俊彦 |
| 4 視聴覚教育の技法      | 宮本 一  |
| 5 体育・レクリエーション活動 |       |

卷之四

※各分冊ごとに……  
①公民館質問箱 ②公民館関係文献の解題と要録  
巻末に①公民館年表 ②索引を掲載・県公連であつせる